

# 班回覧

令和8年1月13日

さくら市の皆様へ

## 「2次元コード」の不具合に関するお詫び

この度、令和7年12月23日行政区の班回覧について、「林野火災注意報及び林野火災警報」のお知らせのチラシの2次元コードが読み取れないという不具合が発生いたしました。

2次元コードを利用した皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

つきましては、2次元コードを削除し、URLを掲載したチラシに変更させていただきますので、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先  
塩谷広域行政組合消防本部予防課  
TEL：0287-40-1129

令和8年1月から大規模な林野火災を予防するため

「林野火災注意報」と「林野火災警報」が新設されます。

## 林野火災警報が発令されると 火の使用が制限されます！

### 火の使用制限とは

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

※1 林野火災警報発令中に「火の使用制限」に違反した者は、**30万円以下の罰金又は拘留**となることがあります。

※2 林野火災警報の対象区域はどちらもマップで確認してください。森林計画図(緑の部分)が対象区域となります。

どちらもマップ <https://www2.wagmap.jp/tochigi-shinrin/Portal>

林野火災注意報は努力義務となります。



令和8年1月から全ての「たき火」の届出が必要となります。  
↓「たき火」に該当する行為(例)↓



「たき火」の届出は裏面の用紙又は消防本部HPからダウンロードして届出してください。



お問い合わせ先：塩谷広域行政組合消防本部予防課

TEL : 0287-40-1129

消防本部HP <https://www.fire-shioya.jp>